

平成27年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成27年 3 月 9 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	壱岐市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第 3 号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 3	議案第 4 号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 4	議案第 5 号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 5	議案第 6 号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 6	議案第 7 号	壱岐市健康公園条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 7	議案第 8 号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 8	議案第 9 号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第 10 号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 10	議案第 11 号	壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 11	議案第 12 号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 12	議案第 13 号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第 13	議案第 14 号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 14	議案第 15 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第 15	議案第 16 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市高等職業訓練校)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 16	議案第 17 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 17	議案第 18 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市シーサイド小水浜)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 18	議案第 19 号	友好都市の提携について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	議案第20号	財産の無償譲渡について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第27	議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第29	議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第30	議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第32	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第34	議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第35	議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第36	議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第37	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第38	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第39	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第40	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第41	請願第1号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会付託
日程第42	請願第2号	へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願	総務文教厚生常任委員会付託
日程第43	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	総務文教厚生常任委員会付託
日程第44	要望第1号	離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望	産業建設常任委員会付託
日程第45	議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	市民部長 説明、質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第46	議案第43号	壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について	総務部長 説明、質疑、 委員会付託省略、可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	桝崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。朝日新聞社ほか4名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに、白川市長より追加議案2件を受理し、お手元に配付いたしております。

日程第1. 議案第2号～日程第22. 議案第23号

○議長（町田 正一君） それでは、日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、日程第22、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで22件を議題とし、これから各議案に対し、質疑を行います。

初めに、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号長崎市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。15番、鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） おはようございます。今回の条例制定は、電動車両用充電器利用料条例の制定についてですが、今後、壱岐島内への交流人口拡大、誘客のツールとして、今回の充電器が設置されるということは大変喜ばしいことでもありますけども、現在、島内いたるところにおいて工事が進められておりますが、この充電器の数及び設置場所についてお尋ねをいたします。

また、今回の条例の制定の内容は、主に充電器利用料の制定であります。この充電器利用料については、条例の中でもあります合同会社日本充電サービスが受け取るようになっていますが、この充電器のメンテナンスについてはどのようになってるのかお尋ねをいたします。

また、今回、島内に設置される場所については、合同会社日本充電サービス提供のマップに掲載されるようになっていたようですが、今後、先ほども言いましたとおり、交流人口拡大の誘客のツールとして考える場合に、今後の電気自動車の利用者並びに観光客、そして島内でも利用されてる方がいますが、その宣伝、PRについてはどのようにしていくか。以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者側の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） おはようございます。鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。島内における電動車両用充電器の設置状況でございますが、平成27年、ことしの2月末現在で、郷ノ浦町内の宿泊施設4カ所に7基設置をされております。内容は、いずれも普通充電器でございます。そのほかに、今回お願いしてます一支国博物館での施工中のものも含めると、現在、施工中のものが12カ所に17基設置される見込みでございます。うち、急速充電器が4基ございます。一支国博物館のほかに商業施設に2カ所、ガソリンスタンドに1カ所が設置される見込みです。普通充電器のほうは、13基が一支国博物館のほかに9カ所に設置される見込みとなっております。いずれも宿泊施設に設置される予定です。

ちなみに、場所ごとですが、設置済み及び設置見込みの分をあわせまして16カ所、24基となるわけですが、郷ノ浦町内に8カ所、12基、勝本町内に1カ所、2基、芦辺町内に4カ所、6基、石田町内に3カ所、4基となっております。

2点目の御質問でございます充電器のメンテナンスでございますが、メンテナンスにつきましては、本市と充電器のメーカー、あるいは系列の代理店との契約を結ぶことになっております。

3点目のPRをどのようにするかについてでございますが、壱岐市、そして一支国博物館、そ

して壱岐市の観光連盟のホームページを活用してPRを実施したいというふうに考えております。また、民間で設置していらっしゃる充電器につきましても、設置者の方の意向を確認させていただいて、そのことを前提としまして充電器の設置箇所等の情報を市の観光のパンフレットとか観光マップ、そういうものに掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議員（15番 鶴瀬 和博君） 終わります。

○議長（町田 正一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） それでは、質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい広場）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水浜）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号友好都市の提携について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

---

### 日程第23. 議案第24号

○議長（町田 正一君） 日程第23、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

---

### 日程第24. 議案第25号～日程第30. 議案第31号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第24、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第30、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につ



いて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

---

### 日程第31. 議案第32号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第31、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

---

### 日程第32. 議案第33号～日程第40. 議案第41号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第32、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業

特別会計予算から、日程第40、議案第41号平成27年度壱岐市下水道事業会計予算までの9件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）まで、並びに議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算まで38件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）及び議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号及び議案第32号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時22分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告いたします。

予算特別委員長に8番、市山和幸議員、副委員長に10番、豊坂敏文議員に決定いたしましたので御報告いたします。

---

#### 日程第41. 請願第1号～日程第44. 要望第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第41、請願第1号へき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願から、日程第44、要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持についての要望まで4件を議題とします。

ただいま上程しました請願第1号から要望第1号までの4件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

---

#### 日程第45. 議案第42号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第45、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本日の提出でございます。

それでは、次の子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして御説明申し上げます。

まず、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画と一体的に策定するものであります。

本計画の内容ですが、計画期間を平成31年度末までの5年間として、本市の現状分析と、1、安心して子育てできる壱岐の島、2に、地域全体で支え、助け合う壱岐の島、3、ゆとりを持って心身ともに健やかに育つ壱岐の島を基本理念として、ゆとりと優しさで育む癒しの島、壱岐の将来像を掲げました。また、子ども・子育て支援サービスについて、平成25年度に実施した

ニーズ調査の結果によりニーズ量の見込みと確保提供数を具体的に数値化し、目標値として定めております。

さらに、次世代育成支援行動計画として、壱岐市次世代育成支援行動計画後期計画の計画期間が平成26年度で満了としたことを受け、実施状況や課題等について各事業の評価を実施したところであります。各事業を実施する担当部署との連携強化を図り、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援が行えるよう計画をいたしております。

最後に、子ども・子育て支援事業計画並びに次世代育成支援行動計画実行のための推進体制強化と行政、家庭、地域、社会、企業、職場、各種団体の役割及び国、県子育て支援関係者の連携と協働を掲げた内容となっております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第42号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定については、総務文教厚生常任委員会へ付託いたします。

---

#### 日程第46、議案第43号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、議案第43号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第43号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本市の庁舎建設について住民投票により住民の意思を確認するため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条、目的であります。この条例は、本市の庁舎建設について住民の意思を確認することを目的とするとしております。

第2条、住民投票、前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について住民による投票、以下住民投票といいます、を行う。1号庁舎建設に賛成、2号庁舎建設に反対の二者択一方式と

して庁舎建設の可否のみ問うこととしております。第2項は、住民投票は住民の自由な意思が反映されるものでなければならないとしております。

第3条、住民投票の執行については、住民投票は市長が執行するものとするとし、第2項において、市長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を、壱岐市選挙管理委員会に委任することができることと規定をいたしております。

第4条は、住民投票の期日について規定をしております。住民投票の期日は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において、市長が定めるものとするとし、第3項において、投票日を定めたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならないとしております。90日の根拠でございますが、投票資格者の要件を公職選挙法の登録資格に準じ、第5条において、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に記載されているものとするところから整合性を図り、90日といたしております。

第5条は、投票資格者について規定をいたしております。第1項第1号投票日において、年齢満20歳以上の日本国籍を有する者。第1項第2号前条第3項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民投票が作成された日から、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に記載されている者としております。全国的には未成年者も含めて実施されるケースもございますが、壱岐市の現行の電算選挙システムでは、公職選挙法対象の選挙にしか対応できない状況でございます。未成年者を対象とするには新たなシステム改修が必要であり、時間と経費がかかり、御承知のとおり限られたスケジュールでの住民投票となりますので、通常選挙と同様に満20歳以上とさせていただきます。

第6条は、投票資格者名簿の調整について規定をしております。

第7条は、投票の方式について規定をしております。住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とします。第2項住民投票をしようとする投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄にみずから丸の記号を記載しなければならないとしております。なお、代理投票、点字投票についても規定をいたしております。

第8条、投票所での投票について規定をいたしております。なお、期日前投票または不在者投票を行うこともできます。

第9条は、無効投票について規定をしております。

第10条は、情報の提供について、第11条は、投票の促進を規定しております。投票に当たっての判断材料となります庁舎建設に関する情報や投票を促進するため、ケーブルテレビの活用、チラシの配布、広報などを予定しております。

第12条は、投票運動について規定をしております。投票運動の期間は、投票日の前日までとします。

第13条は、投票及び開票について規定をしております。前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し、必要な事項については規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定により行われる本市の議会の議員または長の選挙の例によるものといたしております。

第14条は、投票結果の告示等について規定をいたしております。

また、第15条は、投票結果の取り扱いとし、市長及び市議会が住民投票の結果を尊重することを明記しております。

第16条は、規則、委任条項でございます。

次に、附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、執行、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失うとしております。この条例は、今回の庁舎建設に関してのみ時限的な条例になります。一定の期間を経過時点で失効させるように考えております。その期間であります90日につきましては、他の自治体の住民投票の事例でほとんどが90日でありましたので、それを参考に設定をするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 1点、お尋ねをいたします。

市長、さきの特別委員会の折において、投票総数のパーセントが60%という方向性を言われたと思っております。けども、この内容的なものに、それに限ってはこれに記載をされておられませんけども、たとえこれ60%を切った場合、極端にいいますと、30%、40%になった場合を想定したときに、投票総数の、要するに賛否の過半数、それで従われるものか、その内容的なものだけをお聞かせください。

○議長（町田 正一君） 田原議員に対する理事者側の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

私、さきの特別委員会におきまして、市民の方々が半数以上、ぜひ投票していただきたいと申し上げました。そういった中で6割という数字を出したところでございます。御存じのように、この住民投票は、その結果は法的拘束力を持つものではございません。しかしながら、この条例では、第15条に、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重すると、このように記載をいたしております。したがって、その投票率いかににかかわらず尊重するということはこの条例で明記されております。

そこで、私があえて6割をという数字を出したものは、そのときに、議事録に書いてありますからわかりますが、無条件で従うと、その結果に6割以上あれば無条件で従うと。拘束力はないんですけど、私はあえて6割の方が、住民の方が投票していただいたならば、それは、それはもう拘束力を持たせると。私はむしろ、私は自分を縛ったつもりでございます。したがって、ぜひ住民の皆様にはこの投票に御参加いただきまして、明確にこの庁舎要るのか要らないのかということをごひ、6割と申しましたけど、ぜひ過半数の方々に投票に来ていただきたいとお願いする次第であります。

○議長（町田 正一君） 田原議員、よろしいですか。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、市長の答弁で過半数というラインが出てきました。けども、本当に重要な案件でございます。そして、私が考えるにいたしましても、過半数50%というラインでございますけども、要するに、その以下であっても住民投票の結果を尊重するということによろしいですかね。終わります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 本条例は、本来、住民投票条例というのは、住民のほうから発議をされ、制定されるのが通例であります。今回は、市長がみずから発議をし、住民の真意を問う、意思を問うという画期的なことであると考えます。それゆえに条例の制定においては、住民の意思が公平に表決できるようなシステムを構築するのは当然であります。

13条には、公職選挙法にのっとり住民投票を行う。そして、ここで規定により、申しわけございません。ここには規則の定めるところによりとあります。この規則とは何なのかということが私たちも知るべき点がございます。

そして、11条においては、市長、その他関係団体は、広報その他の手段により投票資格者の投票を促すことに努める。確かに投票率アップを目指した文言であろうとは思いますが、理事者側は手段として、今日まで庁舎の建設の必要性をケーブルテレビにおいて幾度となく説明をされております。住民側のこうした発信はどのような形で認められるのか。自由な運動も明記をされております。自由な運動とはどういう運動であるのかということも一つ、私は今回、焦点にされるべきであると考えております。

そして、かつ、今回、市長の市長部局のほうより発議がございます。全ての公務員は、憲法99条において憲法を尊重し、擁護する義務を、また、憲法15条においては、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するというような義務を負うというふうに明記をされております。

また、一般職の公務員に関するものではあるが、特別職での個別の定めで、これに準拠した規定がなされることが多いというような文言も入っております。ただし、ここの中で中立的な立場を保つため所定の政治的行為が禁止されておる。これは地方公務員法第36条に明記されてお



ます。

しかしながら、言論の自由、憲法が保障する、憲法21条、言論の自由、思想の自由を阻害するものではないというような最高裁の違憲判決も出ております。と申しますのは、選挙用のポスターを剥離するとか掲示する行為というのは、これは認められております。猿払判決で、最高裁の判例できちっと、この件に関しては認めております。いわゆる言論の自由、思想の自由は侵されないってことは担保されております。

そうした中、私たちがまた、申しわけございません。公務員等による地位の利用というのは、地位を利用して投票を呼びかけるという行為は、これは明らかに違憲であります。国民投票においては、明らかに禁止をされております。今回の条例である住民投票においては、いかがなものかというふうに私は考えております。一応発議者である市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 音嶋議員の質問にお答えいたします。

先ほど規則についてお話がございました。当然、この規則と申しますのは条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。あともってお配りをいたしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問でございますけれども、まず、自由な投票とはどういうことか。まさに、私は自由な投票だと思つとるわけです。それに、私は自由とはこういうものであるということをお答えすることは持ちません。自由な投票だと。そして、第11条に、広報その他の手段によって投票資格者の投票を促すのに努める。当然だと思います。私は、公務員は投票率を上げてくださると、それは地位を利用してというのが問題でございます。しかし、地位を利用するということではなくて、私は公務員として、住民投票条例が可決していただいたならば、住民投票にどうぞ、皆さん足をお運びくださいと。それは、公務員としての私は義務だとむしろ思っておりますので申し上げておきたいと思っております。

それと、るる判例等々を申されました。上位の法律を遵守する。当然のことでございます。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 法律との整合性、地方公務員法、その他の法令との整合性が、あともって総務部長のほうから見解を示すということでもありますので、それはそれで理解をしておきます。

それで、市長が申されました。私も全く同じ意見であります。自由な意思で多くの市民の皆さんが庁舎の建設の是非について公明正大に住民投票を行う。そうした開かれた投票活動が行われることが真の民主主義であると私も共通の理念であります。そうした土俵をつくって、この条例の制定の意義というのを真に生かすべきであるということを私は申し上げておるわけでありませ

から、私は何も変な、恣意的なことを申し上げておるわけではないんです。発議者である市長がみずからこうして発議して住民の真意を問いたいという、そのことを尊重する。ですから、いろんな公職選挙法の制約にのっとり、公務員、公職選挙法の中で堂々と公明正大にあってほしいと、投票行為がなされてほしい。そして、100%に近い住民の方の参加を促せるように広報はしていいんです、その件は、投票活動は。ただ、ありきとか、そうした偏ったことは私はすべきでないと考えております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この、住民投票条例は、公職選挙法に準用することがたくさんございます。しかし、その根拠は地方自治法でございますので、その辺は明確に違うんだということはぜひ御認識いただきたいと思っておりますし、偏ったことをするとか、そういうことは、もうまさに音嶋議員おっしゃるように、あってはならないことであります。ただ、私は、今まで4町の、4地区で説明会をいたしました。そのときのいろんな御質問ございました。そういったことについて、やはり市民の方々が御理解いただけてない。だから、いろいろ御質問があると。ですから、そういうことにつきましては、やはりこういうことですよという御説明はぜひやりたいと思っております。そして、その中で多くの住民の方々に御判断を賜りたいと思っておるわけであり、音嶋議員の考え方は、私と一致をいたしておると思っております。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長さん、私は住民を幸せにするためには、いつも言われます。議会と執行部は両輪の関係である。それはまさしくそうなんです。赤木議員が言われました。乗せるのは、箱は市民であるわけですから、もうそこは共通の認識なんで、しかし、考え方は全て一緒である、住民の皆さんは一緒であるとは限らないから公平な、土俵の上で大いに相撲をとれるような環境の住民投票の条例制定でよかったねと、そうしたものにしていただきたいということを痛切に願っております。

質疑は終わります。答弁は結構です。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今回の庁舎建設の住民投票は、やはりこれだけの条例を私、必要と思っておりますが、第15条の中に、市長も議会は、住民の結果を尊重するということがございます。それで、私、これは庁舎建設は市民にとって百年の大計であります。そうしたことで、市長が今回、音嶋議員が言われるように市長が執行されておるわけですから、これは投票率を上げるために、やっぱりいろいろちまたで話があって、もう住民投票せんでええじゃないかとか、わかっておることであろうとか、それから反対であるとか、いろいろ意見がありますけれども、やはりそうした方が投票に行かれるように、投票率を向上するために、壱岐ビジョン等と先ほど

言われましたように、市長がこの目的を住民によく理解できるように、そして伝えていただきたいなど。そして、そうした住民の投票率を向上して、それを検討するということが必要だと私、思っております。やはり20%、30%ではなかなか私たちも、何ですか、それを判断するのが難しいというような考え持っておりますので、少ないからどうこうというわけではございませんが、住民の意思をなるべく反映するようにお願いしたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、市山議員から御指摘がありました。やはりどうしても御理解をいただいてないと、なかなか足を運んでいただけないということでございます。ですから、やはりこれにつきましては、一生懸命御説明を申し上げて、少しでも多くの高い投票率をいただくように行政として頑張ります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 住民投票の期日でございますが、第4条で、90日を経過するまでということでございます。これが可決した場合に、いつ予定をされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 呼子議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 3番、呼子議員の御質問にお答えします。

住民投票の期日でございますが、議決後、即日公布を考えておりまして、早期に実施したいと考えております。選挙管理委員会との調整、準備期間、広報等による周知を考慮した場合、投票期日は最短で4月26日になるのではと考えております。投票日を4月26日とした場合、告示は少なくとも投票日の7日前の4月19日となります。その翌日の20日から投票期日の前日の25日までが期日前投票及び不在者投票の期間となると考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） よろしいですか。

○議員（3番 呼子 好君） はい。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この住民投票ですが、今から10年前の平成17年に市議会の議員定数削減において住民投票がされている過去がありますが、そのときの投票場が44カ所で設定されていまして、投票率が約63%あったようです。今回の投票場の投票箇所の数は何件か教えていただきたいです。

○議長（町田 正一君） 赤木議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 赤木議員の投票所の数でございますが、投票所につきましては30カ所を予定しておりまして、期日前投票等につきましては、従来4カ所という形でやりたい

と思っております。

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） やはり14カ所投票所が減るということは、やはり前回は44カ所において大体63%という経緯からすると、今回30カ所に、14カ所も減ってしまうと、かなり投票率に影響をしてくるのではないかなと思われまますので、やはり予算の関係上もありまして投票所をふやしていただきたいというのは希望ではあります、それが無理なのであれば、やはり投票へ行く、投票に行ってもらう広報活動というのがすごく重要になると思いますので、その点はしっかり検討していただいて一人でも多くの方に、やはり市民の方は、一票一票が、市民の思いが政治にかかわる機会ですので必ず行っていただきたいとは思いますが、投票会場の減少というのは投票率に影響してくるのではないかなと思いますので、その点はぜひ何らかの形で検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 投票所の30カ所でございますが、従来、見直しを行いまして、現在30カ所で投票を行っておるところでございます、一般の選挙もこの30カ所で行っておりますので、そのようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） いいですか、赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） そうですね。市民からすると、確かに市長が6割っておっしゃったことに関してそれぞれの、今どきでいうとハードルっていうか、それぞれ6割が高いのか低いのかっていう、すごく疑問に思われる点があると思うんですね。その点において、やっぱり44カ所あった投票会場が30カ所に減って、14カ所も減ってしまうことが、これがやはり投票率に影響する可能性っていうのはあると思います。一般選挙も30カ所になって、過去市長選挙も市議会選挙も行われて、市長選なり市議会選挙は7割か8割の投票率があつてはいますが、やはり過去、前回、10年前の住民投票での44カ所においての63%という投票率は、今回やはり30カ所に減ることによってかなり減少されると思いますので、その点は、市長が6割を判断基準とされたわけなんです、住民からするとやはり投票会場が少なくなったから投票率が下がったのではないかという思いもまた出てくると思いますので、その辺は本当に、何度も言いますが、多くの方に投票に行ってくださいようにぜひ広報をしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 投票所の数でございますけれども、もう投票所の数につきましては、

公職選挙法の中で有権者の数によりましてその数が決められております。そこで、以前見直しを行いまして30カ所に減らした、30カ所になったところでございます。そういうことから、今回、公職選挙法に準ずるといふ形でしてありますので、その30カ所は通常の選挙どおりしたいといふふうに考えております。広報については十分していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） ほか、赤木議員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

音嶋議員、もう既に、いやいや、ちょっと待って。討論があるわけ。反対討論があるわけですか。（発言する者あり）44号はないよ。43号が終わりです。反対、討論があるわけですか。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 討論です。まだ、総務部長から規則をどうするのか説明はないわけですね、具体的に。あともって説明するという状態で、今、採決していいのでしょうかね。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）内容が報告された後じゃないと、採決するのはおかしいんじゃないですか。

○議長（町田 正一君） ちょっと待って。それ、音嶋議員、それ、自分が質問した時間の中で質疑しとるわけやろ、それについては。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は討論として申し上げてる。採決は時期尚早じゃないかと。内容をきちっと出した後、採決するのが本来の筋じゃないかと申し上げてる。

○議長（町田 正一君） 自分の質問について自分が納得して着席したわけでしょう。それについて、それがおかしいとか言うてから採決の延期を申し出るちゅうこと自体、おかしいと思うけども。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）いや、反対討論があるとやったら反対討論でいいですよ、それは。（「反対、議長」と呼ぶ者あり）いや、もう一回、ちょっと座って。もう一回、ちょっと

とやり直して。

○議員（４番 音嶋 正吾君） いや、こういう状態で採決していいのかと言ってるんです。

○議長（町田 正一君） 採決すべきですよ。

○議員（４番 音嶋 正吾君） なら、それでいい。

○議長（町田 正一君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第４３号壱岐市庁舎建設に関する住民投票条例の制定については、原案のとおり可決されました。

今、壱岐市住民投票条例が可決されたわけですが、議会議長として、ぜひ住民の方にも、賛否はそれぞれの自由意思でありますけれども、ぜひ投票についてはぜひ御参加していただいて、さっき赤木議員が言われたように、少しでも住民が壱岐市政に関与するせっかくの機会なんで、ぜひ投票をお願いしたいと思います。

---

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、あした、３月１０日火曜日午前１０時から一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時03分散会

---